

いじめ防止等のための学校基本方針

令和 7 年 4 月改定

丹波市立小川小学校

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立小川小学校

第1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（注1）「一定の人的関係のある他の児童」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注2）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。また、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注3）けんか等を除く。

出典：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条より）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、絶対に許されないものである。しかし、いじめは、どの児童にでも起こり得る。したがって本校では、教職員がいじめは誰にでも、いつでも起こり得るという認識を持ち、またどの児童にも被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、児童をいじめ被害から守り、いじめにむかわせないための未然防止に、すべての教職員が日常的に積極的に取り組む必要がある。いじめの未然防止、早期発見に努め、教職員や関係機関との連携を図り、迅速な対応をすることで、いじめを根絶していく。

第2 学校の取組方針及びその内容

1 いじめの防止等の対策のための組織について

いじめの対応にあたっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当教員、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等から、学校の実情に応じ、組織的対応の中核として機能するように編成する。

(2) いじめ対応チームの役割

職員	役割
校長	いじめ対応チーム会議を招集・指揮する。
教頭	学級担任や生徒指導担当と連絡を取り合う。 いじめ対応チーム会議を招集・指揮する。 丹波市教育委員会（以下、「市教委」と表示）にいじめの報告をする。
生徒指導担当	いじめに関わる情報を管理職に報告をする。 いじめ対応チームで、いじめの事案の報告、共通理解を図る。 調査方針を決め、役割分担をし、事実の確認を行う。 対応班を編成し、いじめ解消に向けた指導を行う。 職員会議などで報告をし、共通理解を図る。

	<p>必要に応じて、関係機関と連絡や相談を行う。</p> <p>いじめ解消後も継続指導・経過観察を行い、再発防止・未然防止に取り組む。</p>
いじめの情報を得た教職員	<p>学級担任、生徒指導担当に報告をする。</p> <p>必要に応じて小川小アフタースクールなどと連携を図る。</p>
学級担任（いじめの被害児童・加害児童が所属する）	<p>いじめ対応チームに加入する。</p> <p>いじめの事案の報告を行う。</p> <p>事実の確認を行う。</p> <p>いじめ解消に向けた指導を行う。</p> <p>いじめ解消後も継続指導・経過観察を行い、再発防止・未然防止に取り組む。</p>
対応チーム全体としての役割	<p>いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい環境作りをする。</p> <p>いじめ発見のため、相談、知らせを受けるための窓口として機能する。</p> <p>いじめの発見と対処のため、疑いのある事象に関し情報、児童間の問題等に関わる情報を得る。</p> <p>いじめの情報があった場合、会議を招集し、情報の共有をし、関係児童への聞き取り調査等を実施しいじめであるか否かの判断をする。</p> <p>被害児童への支援体制、加害児童への指導体制、対応の方針決定と保護者との連携による組織的な対応をする。</p> <p>いじめ対応チームの設置について、地域・保護者に広く周知する。</p>

※詳細は別紙1「いじめが起こった場合の組織対応の流れ」参照

2 いじめの未然防止のために

児童一人ひとりが互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りを学校全体で取り組む。また、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるよう努める。

「いじめは人として絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。そして、いじめを見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。そして、さらには傍観者を仲裁者に変えていく。

(1) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
 - ・授業についていけない焦りや劣等感からくるストレスを生じさせないために「わかる・できる・のびる」授業の実現をめざす。
- ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める
 - ・児童との信頼関係の構築、教職員の協働体制、自己肯定感・自己有用感の醸成、児童の自発的・自治的活動の支援等を行う。
 - ・終わりの会で、お互いの良いところを振り返る時間を持つ。
- ③ 縦割り班活動
 - ・異学年間で遊んだり、行事をやり遂げたり、掃除をすることで子ども同士の良い関係をつくる。
 - ・低学年と高学年は、互いに仲良くする心情を育てる。
 - ・縦割り班行事等を成功させることで、達成感や成就感を味わわせる。
- ④ 児童会・委員会活動
 - ・児童が主体的に児童会行事や委員会での活動が行えるように支援をし、自分たちの手でやり遂げたという達成感を味わわせる。

⑤ かがや木・そうじ名人の表彰

- ・頑張っている児童を教職員や児童同士で見つけ、全校生の前で褒めることで児童の自己肯定感を高める。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

① あいさつ運動

児童会を中心に、気持ちのよいあいさつを行い、児童同士のより良い人間関係の構築を図る。教師も児童とのあいさつを積極的に行い、気持ちの良い人間関係を築き、児童の小さな変化や様子を把握する。

② 月目標の設定

年間を通じて「自分がされていやなことは人にしない」「小川小3つのたからもの(人・物・時間)」を意識させ、目標を設定し、各学年で振り返りを行い、相手のことを大切にする気持ちを養う。

③ 心の参観日・いのちの参観日

心の参観日・いのちの参観日を設け、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

④ いじめアンケートの実施、教育相談等

いじめアンケート、面談を実施し、実態の把握に努める。児童の小さな変化に気づき、迅速に対応できるようにしておく。

⑤ 学校朝会等の場で、いじめ防止や発見、いじめの相談など学校はいつでもいじめをなくすために支援することを児童に周知する。

⑥ 道徳や人権に関わる指導の中で、性同一性障害の問題やインターネットに関わって派生する人権問題などについても指導をし、新たな人権課題についても対応する。

(3) 基本的な生活習慣を身につける

日頃から生活習慣の大切さを意識して指導し、健全な生活習慣を身につけられるようにする。

(4) 全職員でいじめの現状について共通理解を図る

① いじめ対応チームによる会議

- ・月に1回を定例会とし、児童の様子を交流する。いじめ事案発生の際には緊急開催する。
- ・交流したことを職員会議で教職員に知らせる。

② 校内研修の充実

・いじめの防止等のためには、教職員の共通理解に基づく取組が不可欠であることから、学校基本方針や児童生徒の状況等、いじめ問題に関する校内研修を実施する。その際「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)や、「いじめ対応マニュアル(改定版)」などを積極的に活用することとする。

3 いじめの早期発見のために

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多い。いじめられている本人からの訴えがない場合は潜在化しやすく、早期発見が難しい。また、ネット上のいじめは周囲から見えにくく、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるいじめも増加している。

このように、いじめ、中でも「暴力を伴わないいじめ」は、早期発見が難しいが、だからこそ学校では、さまざまなきめ細かな取組を通して、認知能力を高め、早期発見が可能になるような体制を構築する必要がある。

日頃から丁寧に児童の理解を深め、早期発見に努める。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。児童の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職

員相互が積極的に児童の情報を交換し、情報を共有していく。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーとの連携、電話相談窓口の周知等により、児童の相談体制を整え、家庭・地域と連携を深めていく。

(1) 児童の理解を深め、いじめへのアンテナを高く保つ

① 児童と教師との人間関係の構築

・日頃から児童が相談しやすい人間関係をつくる。

② 教師が児童の様子を注意して観察する

・集団から離れて1人で行動している子がいかに気をつけ、声をかけて話を聞く。朝の健康観察では、いつもと違った様子に注意する。

・授業の内外を問わず、児童生徒の学校生活の様子（個人、集団）に目を配り、小さな変化も見逃さないようにする。

・日記、生活ノート、連絡帳等を通じて児童生徒の悩みや訴えを把握したり、個人面談、家庭訪問等の機会を活用して保護者との連携を密にしたりし、児童生徒やその保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っておく。

③ 個人面談やアンケートを行う

・アンケートや個人面談を実施し、児童から情報を収集する

(2) 報告・連絡・相談が円滑にできる教職員組織

① 気になったことなどを、いつでも相談ができるように日頃から相談しやすい教職員組織をつくる

② スクールカウンセラーと定期的に連絡を取り合う

4 いじめに対する措置のために

いじめを認知した場合、学校は次のことに留意しながら、迅速に、組織的に対応していくことが必要である。

(1) 日常の観察やアンケート、教育相談や児童の訴えでいじめに関する情報を得る。

※授業や学級活動等の時間に疑わしい行為や雰囲気をつかんだ場合には、すぐに声をかけたり、止めさせたりする。

※いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速な対応を行う。

(2) いじめの情報を得た職員は直ちに、担任、生徒指導担当に報告する。

(3) 教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する義務がある。

(4) 報告を受けた生徒指導担当は直ちに、管理職に報告をする。

(5) 管理職はすぐにいじめ対応チームを招集し、緊急対策会議を開く。

(6) いじめ対応チームでいじめの報告・共通理解を図る。

調査方針・役割分担を行い、いじめ調査班を編成する。

(7) いじめ調査班が、事実関係の把握を行い、いじめ対応チームに報告する。

※市教委に、管理職が報告をする。

※必要に応じて、緊急の職員会議を開き事実を報告し、共通理解を図る。

※いじめ対応チームで被害児童の保護者、加害児童の保護者に連絡をする。

※必要に応じて関係機関（丹波警察署等）に連絡・相談を行う。

(8) いじめ対応チームで、指導方針を決定し、いじめ対応班を編成する。

※(1)～(7)まで、いじめの情報を得たその日に行うことを心がける。(別紙1)

(9) いじめ対応班がいじめの解消に向けた指導を行う。

- ・被害児童や報告した児童の安全確保、その保護者の心身の支援を行う。
- ・加害児童への指導とその保護者への事実説明をし、学校と家庭が協力して継続的な指導と支援を行う。
- ・事実関係の正確な把握によるいじめ構造の明確化、及び、指導経過を記録に残していく。
- ・インターネットへの不適切な書き込み等は、市教委等関係機関と連携し、削除措置を行う。

(10) いじめが解消した後も、継続して指導を行い、経過を観察する。

(11) 全職員で再発防止・未然防止に努める。

- ・学校評価や教職員人事評価・育成システムの実施に当たり、いじめ問題に関する項目を適宜設け、取り組みの意識化を図るとともに取り組みを評価するシステムを作る。

5 重大事態への対処のために

重大事態とは

I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし一定期間連続して欠席している場合は、重大事態として捉える必要がある。)

ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

市教委が重大事態であると判断した場合、市教委を通じて市長に報告をする。市教委が事案の調査を行う主体を判断する。調査の主体は、学校又は市教委になる。事実関係を明確にするために調査を実施する。いつ、誰が、どのように、いじめを生んだ背景事情、児童の人間関係の問題、学校・教職員の対応などを明確にする。市教委の学校いじめゼロ支援チームと連携を図り、本校の「いじめ対応チーム(緊急対策会議)」を中心に別紙2の手順で事実を明確にしていく。また、その際、いじめを受けた児童とその保護者に適切に情報を提供する。調査結果を市教委を経て市長に報告する。必要に応じて、警察署等と連携を図る。

※重大事態は、児童が帰宅した後の事柄も含まれることを教職員で共通理解しておく。

6 家庭・地域・関係機関等との連携のために

いじめ問題の克服のためには、家庭や地域との連携が不可欠である。学校関係者と家庭、地域との密接な連携が、児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、いじめの未然防止、早期発見、対処に大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、いじめ問題の克服に向け、あらゆる機会を通じて家庭や地域と連携を密にし、いじめ問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

PTA 保護者会で連絡・情報交換を行う。PTA 総会でいじめ撲滅に向けた考え方を説明する。また、保護者が学校に気軽に相談できるようにふれあいトークデーの機会を設けることや、いつでも相談しやすい関係を構築する。また、学校の様子を学校ホームページや学級通信で発信したり、オープンスクールや参観日に来校してもらったりすることで児童の様子を知っていただき、教職員との連携を取りやすくする。

基本方針について、学校ホームページに掲載し、PTA や地域に理解を広め、取組について周知する。

さらに、見守り隊の方や自治会の方に学校行事に参加していただいたり、放課後の児童の様子について話を聞かせていただいたりすることで連携を深めていく。また、教職員も地域の行事に積極的に参加をし、地域とのつながりを深め、いつでも相談できる体制を整えていく。

また、必要に応じて丹波警察や、川西子ども家庭センター丹波分室等の関係機関と連携が図れるようにしておく。

7 いじめに関する資料の保管

- ① いじめ実態調査のためのアンケート回答用紙は、実施方法（記名、無記名、持ち帰り）等にかかわらず、実物を対象児童が卒業時まで学校が保管する。
- ② 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ③ いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ④ 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。